

総合支援資金（特例貸付）のご案内

新型コロナウイルス感染症による収入の減少や失業等により、日常生活が困難となっている世帯に対して、生活再建までに必要な生活費の貸付をいたします。

※受付期間は令和4年9月末までです。※運転資金・設備資金は、対象外です。

貸付上限額	2人以上の世帯	月20万円以内
	単身世帯	月15万円以内

- 貸付期間 原則3ヶ月以内
- 利子 無利子
- 措置期間 令和5年12月末まで
- 返済期間 据置期間後10年以内
- 連帯保証人 不要

※ただし返済期間内に返済が完了しない場合は、貸付残金に対して年3.0%の延滞利子が発生します。
※この貸付金は償還（返済）が必要ですが、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還免除の特例が設けられています。

●申込に必要なもの

- ①本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証など）
※外国籍の方の場合は「在留カード（特別永住者証明書）」でも可
- ②世帯全員が記載されている住民票（3ヶ月以内でマイナンバー表示がないもの）
- ③印鑑（シャチハタ以外）
- ④収入の減少が確認できる書類（給与明細、通帳、帳簿書類、離職票など）
- ⑤口座を確認できるもの（通帳又はキャッシュカード）

※緊急小口資金（特例貸付）を受けている場合は、貸付決定通知書の写しを添付することで、すでに提出している「①本人確認書類」及び「②住民票」は提出不要です。

※緊急小口資金の申込の際に「②住民票」を提出していない場合は必要となります。

●審査および貸付送金まで

申込いただいた書類は秋田県社会福祉協議会で審査され、貸付の可否が決定されます。要件に該当しない場合、減額又は貸付を行わない場合があります。

●申請にあたって

総合支援資金（特例貸付）を申請するにあたり、生活困窮の相談窓口（男鹿市役所福祉課 24-9108）にて状況確認シートにより相談支援を受けることが条件となります。

●お問い合わせ先

社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会

〒010-0511 男鹿市船川港船川字片田 74 男鹿市保健福祉センター内

TEL：0185-23-2772 FAX：0185-24-3301